

尾張藩御用商人菱屋太兵衛家に関する若干の史料について

大塚英二

尾張藩御用商人菱屋太兵衛家についてはあまりよく知られていない。¹ 尾張地域に関わる歴史の上では大江新田の開発者としての太兵衛がわずかに知られているが、同家の経営実態等についてはほとんど未解明である。名古屋商人を扱つた林董一氏の著書²においても、清洲越の由緒を持ち、名古屋玉屋町に居住する紙商人で、寛政期までは尾張藩に調達金を出す有力な御用商人であつたことが、いくつもの付表から知られるのみである。

菱屋の通名は太兵衛であるが、そこに養子として入り家を継承していた者に平七がいる。実は、この平七は文芸の上で極めて知名度が高い。彼は近世期の紀行文として名高い『筑紫紀行』³の著者として知られている。菱屋は吉田姓を名乗る、通称平七は重房を実名とした。伯父太兵衛の跡を継ぐも、四〇歳で樂隱居し（子の太兵衛すなわち先の大江新田の開発者に家督を譲り）、江戸から九州まで広く旅を楽しんだとされる。『筑紫紀行』は、享和二年（一八〇二）三月に名古屋を出て、京・大坂を経由して九州長崎を旅した時の記録である。いわば文人吉田重房としてのほうが世に知られているのである。⁴

さて、その菱屋平七が残した史料が、文人としてのそれ以外で初めて確認された。名古屋大学が所蔵する「鳴海下郷家文書」⁵中に、御用商人菱屋平七としての顔を具体的に見ることのできる史料が一点存在する。鳴海下郷家は、桑名下郷

家、大垣下郷家とともに下郷三家を構成した、東海地方屈指の豪商であり、同じ御用商人仲間として菱屋と緊密なつながりがあつたと思われ、それゆえ以下に紹介する二点の史料を残していたと推定される。ここでは、二点の史料全文を掲げ、最後に菱屋に関し若干コメントをつける形で、史料紹介を行つていきたい。本史料紹介が、「筑紫紀行」の作者に関する研究に対してだけでなく、東海地域史研究にとつて多少でも寄与するところがあれば幸いと考える。

史料1⁶

(表紙)

「上

菱屋

平七

乍恐奉願上候御事

菱屋

平七（印）

御屋敷紙御用被仰付候ニ付代々御出入仕難有奉存候、乍恐右縁を以て御勝手金子御入用之節者式、三百両宛御頼被仰聞調達仕候、然ル處去ル享和三亥年御勝手筋至而御差支之由ニ而年内御入用金仕送り調達仕呉候様御頼被仰聞候得共、右体之儀不案内と申、殊ニ隠居之身分自金逆者無御座候故達而御断申上候処、元来私儀御領知濃州大野村出生之儀御案内ニ御座候而、乍恐於御屋敷茂御疎意不被下置候趣杯種々被仰聞候故、左候ハ、當時五匁以下小切手引替方御用相勤申候ニ付、其為御手当御預ケ金有之候、併御入用之節者何時ニ而も返上納可仕旨証文差上置申候得者、甚御太切ニ奉存候御頼被仰聞候儀も無余儀奉存候得者、右御預り金多分差加え其余ハ他借仕候而御間ニ合セ

可申候、併前顕申上候趣ニ御座候へ者、期月元利御返済御滞ニ相成候而者難済仕候旨申上候處、年内御入用金弐千
式百四拾三両壱分弐朱也御領知御奉行方御家老中様御連判、乍恐

〔平出〕
御前御裏印根御証文右為御引當御領知之内拾

四ヶ村御振向、此御収納米弐千五百四拾三石弐斗余不残御渡被成下候筈、鄉判一札等迄御受取申上候得者、調達金
御返済方故障無御座候儀と奉存候而、御勝手御入用金無御差支御間ニ合セ申候處、亥子兩年者御収納米夫々御渡被
成下調達金御勘定も相済申候處、丑年右御入用相増申候ニ付、濃州御領知不残御振向ニ相成御収納米凡三千七百石
余御渡被成下候筈ニ而、御仕送方御藏元相勤、御公務者勿論、御家中御扶助并大金臨時御入用者別ニ他借仕、聊無
御差支御間合セ申候ニ付、御扶持方拾人分被下置、寅年杯格別御入増例年と違金四千三百弐拾三両余調達仕候ニ付、
五人分御加扶持頂戴仕、殊ニ度々　御目通被為　仰付御懇之御事共難有仕合奉存候、然ル処調達金御返済被成下
候時節ニ相成、御引当御収納米　御屋敷御勝手ニ御取計、御証文面ニ相違仕、寅年御渡米等一切無御座、右調達方
重立御取扱被成下候富永小三治殿・深尾倭兵衛殿、卯年ニ而御座候歟、御転役被仰付候故、私難済仕候訊種々御歎
申上候得共、御当役御方々ニも疑々御取綺不被成下、是等之御仕向乍恐如何と奉存候而十方ニ暮居申候、倅太兵衛
調達金とも当五月迄御滞元利金高則

一　金壱万三千三百九両三分ト銀七匁九分六厘、纔兩三年之間ニ御滞御座候、委敷儀者別冊相認奉御覽入候、御勘定
所御預り金之義、近年小切手御減方ニ付、右ニ順シ差急返納可仕旨毎度被仰渡候、且内輪他借仕置候金主方々も卯年
以來返済可仕段月々催促申聞甚難済仕候、既ニ去冬今ハ最早断申延も承知不仕金主共之内町方　御役所江出願仕候
者共も有之、差逼十方ニ暮居申候、此段　御賢察被下置候様奉願上候事

一　御引当御収納米疑々御渡不被成下候故如斯大金御滞ニ相成難済仕候付、右郷判村々証文面之通私方江受取可申旨兩
度迄催促申遣候へ共、如何被仰渡御座候歟、承知仕候趣而已申答候而御米相渡不申候、都而御仕送御藏元相勤申候者、
月々御入用金無御差支調達仕、御収納時節ニ相成候得者、御米不残受取元利勘定相済候事共ニ奉存候、尤年柄ニ寄
少々之過不足可有御座候、然ル处　御屋敷御勝手ニ御取計被成下候而ハ、毎年正月今金子取賄無御差支調達仕候見

込も無御座哉ニ相当リ申候、勿論 御裏印御証文并御百姓郷判一札表相違仕候歟とも奉存候、是等之義厚御勘察被下置候様奉願上候事

（文化五年）

御屋敷御出入被仰付御懇之御沙汰被下置候倅太兵衛、去ル辰五月病死仕候後、跡相続筋相調へ申候処、存生中御勘定所御勝手方御用達重立相勤申候故歟、乍恐氣分も自然と大行ニ相成、諸向ニ付損失多、存外大金他借仕置申候而、返済方出来兼申候故、金主共之内奉出願候族も有之候処、都而御用出精仕相勤申候由ニ而、再三内済被仰付難有奉存、駆合中ニ御座候而甚難渋仕候故、何卒今暫右一件御猶予被成下候様御屋敷々町方御役所江御声懸り被下置候様、去ル十月より毎度御願奉申上候得共、是逆も御取綺不被成下、無是悲仕合奉存候事

御屋敷之儀格別ニ奉存候故御勝手向之儀も凡承知仕居申候ニ付、去ル未七月他所ニ而年済金御借入ニ相成候ハ、御模通筋も出来仕、又私義も金子多少とも御渡ニ相成候へ者、如何様共取続不相替御内輪之義御談可申上と奉存候而、其段種々御談判申上候処、御承知被成下候而、金談筋之義再御藏元相勤申候心得ニ而、無遠慮模通能取計可申旨御書付御渡被成下候ニ付、富永直三郎殿御法事御用向被成御兼御上京、私儀も御同道仕老人伊丹表江も罷越、大塚六助方江金千両調達相頼申候処、下地千三百両程御滞金有之、殊ニ折悪敷身上向取締談判中、併家柄之者折角遠方罷越候ニ付何卒調達仕度候得共、右体之仕合勘弁致吳候様申聞、尤ニ奉存候処、先方ニも氣之毒ニ奉存候歟、下地御滞金拾五ヶ年賦ニ可仕旨承知ニ候ハ、四、五ヶ年後千金御間ニ合可申由土貢無御座奉存、式拾ヶ年済ニ相頼、御引当ニ相成居申候門戸・瓦林両村差戻シ吳候様駆合、甚六ツヶ數、漸納得為仕、彼地八日逗留ニ而引取申候、直三郎殿御不案内之儀殊ニ未年益前両者是悲御入用之由、甚御心痛ニ御座候、夫カ大坂表江罷出種々勘考仕、調達方之儀所々駆合申候処、不思義ニ平野屋甚右衛門方御借り入金千四百両出来、京都江罷越伏見御役所名目を以弥治定仕候、此一件追々御模通筋根ニ可仕存念ニ御座候故、直三郎殿者勿論、大暑之節駆廻り申候私心勞之程乍恐御勘察奉願上候、同六月右金子御請取ニ再御出張無故障相渡り申候故、益前甚御都合能私方江も金弐百五拾両御滞金之内江御渡ニ相成申候、同年冬御勝手御差支之由ニ而、前顯奉申上候縁を以、又候直三郎殿御出坂、月廻迄ニ金千三百両

御借り入出来仕、凡四月より十二月迄二都合金武千七百両御模通ニ相成申候、是迄不案内之他国ニ而右体大金調達出来仕、殊ニ始而之儀外方ニ而者承不申候、然ル處御駆合往来并御音物御入用等 御屋敷一切御出シ無御座、不残私分出金仕候、同年益後直三郎殿兩度御出張、且御留守中 御屋敷差懸り申候御入用共、当五月迄御利足差加え金三百七拾八両壹分余私分當分調達仕候處、今以御返済不被成下甚難渋仕候、其訛差懸り申候御事故、懇意成方ニ而直三郎殿御帰府御座候迄急場借用仕御間ニ合セ申候處、約諾通返済不仕面皮無御座、勿論金主共断申延も承知不仕日々催促申聞、至而難渋差通り申候段、御賢察奉願上候事

一去夏大坂平野屋甚右衛門手代支配之者出府仕候節金談、 御屋敷御模通筋直三郎殿前年之趣意を以種々御談申上候而、金武千両再調達可仕旨承知為仕、外ニ千六七百両御借り入金も出来、都合金三千六七百両御間ニ合セ可申条決談仕、左候ハ、私方御滞金之内江先々千両御渡被成下、跡武千六七百両御預り申上置候而、月並御入用無御差支調達可仕筈、御藏元之心得を以御取納米凡三三千七百石程不殘御振向、是迄御借り入御座候 御公借御年済分右之内ニ而御返納、残候分月並調達江御渡、如斯相成候ハ、四、五ヶ年者穩ニ模通可申と奉存、御勝手筋之儀御安堵ニも相成、私義も御預り金返納方并他借金も夫々訛立斷申延方も御座候ニ付、大坂平野屋支配之者共再調達之儀御達申上候處、他所御借り入金之儀御解ニ相成候旨被仰聞候、右ニ而者未年御渡御座候御書付も相違仕、且御勝手御取続之義余り残念ニ奉存候ニ付、富永小三治殿・私分も其趣兩度御達申上候得共、御取綺難相成由、無拠御破談ニ相成、大坂平野屋支配手代共迄長々逗留仕候處、右体之儀甚不快ニ奉存候而引取申候、是等之儀ハ御勝手懸リ御役方御模通筋御承知之御事共と奉存候、左候ハ、私当分調達金三百七拾八両壹分余御模通筋御取計之根御入用ニ御座候得者、早行調達定仕候御駆合、左も可有御事ニ奉存候、他所御借り入金一切御解之由私分再三申上候節者被仰聞候得共、左様ニ而も無御座候御様子、去冬以来 御代官所杯ニ而專御駆合御座候趣ニも承申候、右体ニ御座候ハ、直三郎殿御

趣意之通被仰付候ハ、御勝手筋乍恐御安堵ニも相成、御百姓方先納調達ニも及申間敷、私儀も如何様とも相凌可申と奉存候処、是等之御仕向実々殘念奉存候、深ク御賢察奉願上候事、
太切成御勘定所御預り金返上納も出来不仕、他借仕御間ニ合セ申候、内輪金主共も日々手強催促申聞、最早断申延
也承知不仕、町方御役所江出願可仕拵申聞、誠ニ難済急迫ニ相成、乍恐私身分難相立、倅太兵衛跡相続筋諸向江
差響済可申為体ニ御座候而、太兵衛後家并女子計之孫家族共迄昼夜相歎申候、此段御憐察被下置候様奉願上候事
一乍恐私家名之儀、慶長年中清洲越以來御蔭を以御城下ニ安居仕、御納戸御役所御用被仰付、代々御目見を茂
被為仰付、冥加至極難有仕合奉存候、御領知濃州大野村より四代以来相続仕、私倅共御勘定所御勝手御用達相
勤御屋敷江父子共御出入被仰付、御先代様より不相替蒙御懇之仰、実々難有仕合奉存候、然処私一存を以大金
調達仕御滞ニ相成御屋敷御仕向ニ付、乍恐難相立太兵衛家名済可申仕合、入家同様之身分先祖江申訣無御座寔ニ
進退差逼り申候故、去ル卯年以来御屋敷江數十度參上仕、飽迄御歎申上、又者年月願書并ヶ条書を以、何卒御滞
金御訣立御返済可被成下、且左候ハ、御屋敷御模通筋之儀此上辻も成丈勘考可仕旨、誠心御願申上尽候得共、御
領知御役方者勿論、御目付御役方御用人中様御家老中様迄も恥々御取綺不被成下候故、最早手段も無御座昼夜十方
二暮相歎居申候、仍而乍恐御直御聽達被下置候様奉願上候、御滞金勘定委細之儀者別冊相認奉御覽ニ入候、御勘
察被下置候而、何卒先々去ル未年当分調達金此節一日も早行御返済被成下候様奉願上候、大金御滞之儀者不容易御
事ニ奉存候得者、壹度ニ御皆済被成下候儀も難相成哉ニ奉存候、何卒急速夫々御訣立御返済被下置候様奉願上候、
其趣を以御勘定所御預り金返上納並内輪金主共江も訣立断申延度奉存候、御蔭を以数代相続仕來候家名私一存を
以御屋敷大金調達仕御滞ニ相成済可申為体、厚御憐察被成下御慈悲之思召を以願之趣早行御聞済被下置候ハ、
乍恐老年余命無御座候私急場難済相凌、倅太兵衛家名如何様共相続仕可申と、身分者勿論家族共迄重々難有仕合奉
存候、以上

西(花)

五月

「御滞金勘定目録

菱屋

平七一

御滞金勘定目録

調達御滞金高

一金九千九百拾三兩式分 銀拾四匁三分式厘

但、文化二丑年・同三寅年兩年、并御収納米百七拾五石前壳代金共当五月迄御利足差加え、元利高如斯

内

金式百五拾両請取、富永直三郎殿御取扱、未七月大坂御借り入金之内二而

但、是八午十一月御滞金之内江千両御渡被成下候御書付表也、仍而残七百五拾両早行御返済可被成下御事
 一金三百七拾八両壹分 銀壹匁壹分四厘
 去ル未年当分調達

但、同年盆後御借り入金一件二付御同人京都々大坂表江両度御出張、調達金千三百両出来、右御入用并御留守中
 御屋敷差懸り申候御勝手筋、鳳来寺御返済金、且去申年大坂平野屋甚右衛門支配之者出府仕、逗留中町家ニ
 而夫々御馳走被仰付候御入用急場故、無拠両三家ニ而他借仕御間ニ合七申候処、今以御返済不被成下、甚難
 渋仕候、何卒此節御返済被下置候様奉願上候事

一去ル亥年御頼被仰聞候而、御勝手御入用金調達仕候付、御領知御役方御家老中様御連名、金高御引当村々御収納米
 不残御渡被成下候筈、御裏印御証文壹通去ル未年九月富永直三郎殿大坂表御出張之節、御借り入金模通之由御頼二
 付、右御証文暫之内御預ケ申上候、同十一月御返し被成下候筈、然処翌申年三月迄差延吳様御頼被成候、御太切
 成御証文他国ニ差置申候儀如何と奉存候而、其趣御駆合仕候處、故障無御座由両度共御預り書請取置申候、御借り

入金模通者出来仕候得共、今以御証文御差戻不被成下候故、其趣折々御願申上候得共、御沙汰無御座候、御勝手御仕送り之儀 御勘定所御預り金多分差加え調達仕候付、御証文之儀右御役所江も御達申上置候得者、乍恐私方甚御太切ニ奉存候、何卒此節御差戻被成下候様仕度奉存候、先達而加藤茂三郎殿御出坂御座候節、右御証文御請取御帰府御座候由承申候、若御差支御座候ハヽ、當時御滞金元利高御証ケ立御返済被成下候、御裏印根御証文并御引当御領知村方御収納米御渡被成下候村々郷判一札等改、御書替、早行御渡被下置候様奉願上候事

一金千式百八拾七両三分 銀七匁五分

倅太兵衛調達金当五月迄御利足差加え如斯

但、子丑兩年調達分并子年九月御講金壹口分五拾両加入共、太兵衛去ル辰五月病死仕候ニ付、跡相続筋相調へ申候処、存外大借仕置、既二家名潰可申為体ニ相成、殊更老母并後家・孫等長々大病相煩申候故、当月迄も差支申候而難済ニ御座候故、何卒右御滞金早行御証立御返済被成下候様追々御願申上置候、先々当分為御手當御米百石御貸渡被下置候様連々御歎申上置候、此百石之儀元来丑年私五人分御加持持頂戴仕、都合拾五人分被下置候得共、寅年以來御引揚之御沙汰も無御座、勿論御米頂戴も不仕候、去申年迄七ヶ年分凡御米百八拾九石程と奉存候、右を御含被下置候而、此節百石吳々御貸渡偏奉願上候、跡御証ケ立御返済之儀御急速御聞済被下置候様只管奉願上候

乍恐父子共纔両三ヶ年之間ニ調達仕候元利金高左ニ奉申上候

一金壹万三千四百九両三分 銀七匁九分六厘

右之通ニ御座候、乍恐厚ク御賢察被下置候様奉願上候、元來商人之身分商用筋者勿論其余御賴ニ付金子調達仕候ニ付、期月元利無故障御返済被下置、御蔭を以家族も相養ひ、先祖之仏事等も相勤、永久家名相続可仕存念ニ御座候処、乍恐 御屋敷大金御滞御仕向ニ付、私身分も難相立、数代相続仕来候家名も潰可申仕合日夜相歎居申候、此段御憐察被下置候而、御慈悲之思召を以別紙差上申候願書面之通、一日も早行御聞済被下置候ハヽ、重々難在仕合ニ奉存候、以上

酉五月

史料1は、文化十年（一八一三）五月、菱屋平七が尾張藩付家老（今尾領主）竹腰正定に「直接」提出した調達金返済に關わる願書の写しであると推定される。写しと「直接」としたのは、史料中に、領地の役方は勿論、目付役方、用人中、家老中と交渉しても、きちんと取り上げてもらえず、万策尽き果て途方に暮れ、直にお耳に達するよう願つたと記されているからである。平七は竹腰正定との目見えを許されており、「直接」の願いが可能だつたと思われるが、別の媒介者の存在も想定できるので、括弧を付けた。

ところで、この史料では平七からの宛先が記されていないので、なにゆえそれが尾張藩付家老竹腰家であるのか、説明しておこう。実は、先の「筑紫紀行改題」では、平七の出身地として文中にある「大野ノ里」を揖斐郡大野村（現在の岐阜県大野町大野）に比定している。しかし、この大野村は大垣藩と旗本西尾氏の相給であり、竹腰家は出てこないのである。これはどういうことなのか。筆者は、「大野ノ里」を改題のように解釈する根拠は乏しいと思う。それでは矛盾が多いのである。まず、この史料での宛先は「御屋敷様」とあり、話の内容も名古屋に關わることが多いので、名古屋城下に屋敷を有している者と推定される。少なくとも江戸に大名屋敷のある大垣藩ではないだろう。しかも史料中の表現で「御領知」を持つとあり、その一部が美濃に三千石以上ある（史料中の表現では、美濃にある全ての領地の村々から収納米三千石余を抵当に入れるという）ことから、絶対に大垣藩ではありえない。また旗本西尾氏はどうかと見れば、大身の旗本で美濃に三千石余を有しているが、そこからの収納米は三千石にはどうしてもならない。そもそも名古屋在の商人が江戸に屋敷を持つ西尾氏を御屋敷様と呼ぶことはないと推定する。となると、美濃にそれだけの知行を持ち、名古屋に屋敷を構える者にはどのような家があるか。尾張藩の年寄以上の者で美濃国の大野村を領有していることより、それが今尾領をもつ竹腰家であることが確認できる。竹腰氏領知以外の大野村は幕府旗本知行か尾張藩直轄であったが、まさにその知行地である多芸郡大野村（現岐阜県養老町大野）がこれに該当するのである。⁸⁾ ほぼこれで、史料1が付家老竹腰氏を相手にした平七の出願であると断定できるが、更にそれを補強するために、史料中に出てくる御屋敷

の役人たちの氏名を検討してみよう。そこには、富永氏の名があるが、『士林汎洞』⁹で確認すると、尾張徳川家から竹腰家に付けられた者に富永氏がある。この願書に出てくる富永氏は、その子孫に関わる者と推定できる。このことからも、平七の願つている相手は竹腰正定であると見ておきたい。

また、更にこの断定を確定するために紀行の表現を見てみよう。平七は起川を渡つて少し行つて、旅の仲間と別れて大野村に向かつたとあるが、揖斐郡大野村ではかなり北に入つてしまい、そこから二（ふた）時で関ヶ原の宿駅まで到着できるとは考えられない。文中では辰刻に実家を出て午刻に関ヶ原に着いたとある。それに対し、今尾領多芸郡大野村からは関ヶ原まで四里程度で、十分二時での到着が可能だと推定されるのである。しかも、起川を渡つてやや行つて左に折れたところに今尾領の大野村はあるので、こちらのほうが紀行文の流れとしてはふさわしいようと思われる。以上から、従来の平七の出生地を揖斐郡大野村とする見方は取らず、それを多芸郡大野村とし、関係する領主を竹腰氏と考える。

菱屋は代々竹腰家の紙御用を任せられており、その縁で一二三百両ずつの勝手金御用をしてきたが、享和三年（一八〇三）新たに入用金調達を依頼された。既に平七は隠居しており自分金もないのに断つたところ、彼がもともと今尾領多芸郡大野村の出身であることを竹腰家側から示され、そうした特別の関係から断りきれずに、平七は小切手引き替え業務用に藩勘定方から預つていた金に他借金を加えて、同家の調達金としたのである。その際、竹腰家が美濃に持つ村々からの収納米が引き当てにされている。

ところが、この調達金等は一向に返済されず、菱屋からの貸付は一万一千両余に上つたのである。尾張藩では小切手は縮減する方向にあり、その分返金する必要が出てきている。更には竹腰家に融通するために他借した金主からは返済を迫られ、場合によつては町方に金公事を提起されかねない様子である。こうした状況により、竹腰家からの返金を懇願しているのである。

結局、竹腰家は全く自力での返金が出来ないため、その肩代わりをして菱屋に幾分かの返金を廻してくれる新たな融

通者を、菱屋自身が探さなければならなかつた。平七は竹腰家の役人とともに伊丹や大坂の有力商人を訪ね、金談をしていくことになる。その結果、「不思議」にも大坂の平野屋甚右衛門が千四百両を融資してくれることとなつた。この平野屋は天保期の薩摩藩財政と密接に絡む人物であった。¹⁰

平野屋は京都伏見役所の名目金として、即ち相対金融ではなく公金扱いとして貸し出すことを約束した。つまり、絶対に回収可能な形での融資であったのである。しかし、そうした平七の貢献にもかかわらず、竹腰家は菱屋へほとんど返金しなかつた。

その後、竹腰家は再び平野屋と交渉して、更に二千両の融資を得ることになり、これで菱屋も息がつけるはずであつた。ところが、突然他所拝借金は「御解」即ち竹腰家首脳の意向により御破算となり、同家と菱屋の勝手を一層困窮に陥らせることとなつた。

菱屋平七は清洲越以来の家名相続を訴え、自らが入家同様の身分であることから、もし断絶などしたならば先祖へ対し申し訳が立たないと述べている。そして、「最早手段も無御座」「御直御聽達」するよりほかないとして、「何卒急速夫々御訖立御返済」を求める当該願書を認めたというのである。

史料2は、史料1に「御滞金勘定委細之儀者別冊相認」と記された「御滞勘定目録」である。詳細は省くが、九九一三両余が調達滞金（うち二五〇両受取）、三七八両余が昨年分調達金、一二八七両余が伴太兵衛調達関係分と書きわけられ、合計残金一万一千三百両余を「期月元利無故障御返済」してくれるよう求めている。この二つの史料を突き合わせた分析が今後重要ななるであろう。

以上で、基本的な史料紹介は終えるが、名古屋大学所蔵下郷家文書中には、年紀は全くものの、十二月二十二日付で富永直平治から下郷仙藏に出された書状が存在する。この人物は史料1・2に資金調達役として出てくる富永直三郎と何らかの関係のある者と推定できる。先の史料には下郷家との関わりは一向に見えなかつたが、なにゆえそれが下郷家文書中に遺されたかは、この書状によつて一つの解釈が可能となろう。仙藏が下郷家の当主次郎八といかなる関係にあつ

たかは判然としないが、文脈から判断する限り経営内で確乎たる立場にあつたことは間違いない。この史料を史料3として特別に紹介しよう。

史料3¹¹

今朝ハ御出被下乍早々得御意致大慶候、其節御請取申候金子家老共へ差出、御調達之段旦那江申達候処、御深切を以早速御調達被遣之被致大慶候、此旨宣申進由二申候、御同苗様へも右之段宣御伝可被下候、役人共も如何計忝悦存候、何れも宜様可得御意由申候、其砌御引合申候通証文壹通進之候、御請取可被下候、当分手形之儀早速御越被下候ニ及不申候、いつニても御序ニ御戻し可被下候、取込早々申進候、以上

十二月廿二日

下郷仙藏様

富永直平治

これは、下郷仙藏が金子の要用に応じてくれたことへの富永直平治からの札状である。この富永直平治は家老職の者へ金子を渡し、主人からの言葉を伝えている。彼が先の富永直三郎ゆかりの人物であると仮定すると、竹腰氏に仕える富永家の者が菱屋平七とは別の金主と大きな関わりを有していたことが確認できる。そして、直平治は「御同苗様へも」よろしくと言っている。この仙藏の同苗こそ下郷次郎八であろう。つまり、下郷家に先の史料1・2が残されたのは、菱屋の竹腰家に対する債権を下郷家が引き継いだからではないだろうか。おそらく、竹腰氏からの調達金回収が困難と判断した菱屋は、その債権を尾張商人仲間の鳴海千代倉ト郷家に渡し、何とか急場を凌ごうとしたのではないだろうか。以後、竹腰家との金融関係は下郷家が引き受ける形となり、史料3のような関係が継続していたのだと推定される。¹² 鳴海下郷家の肩代わりがあつたにせよ、菱屋太兵衛家が尾張藩御用商人として表に出てくることは、先の願書が記された文化年間以降全くなくなる。竹腰家への金融がもとでその経営は完全に破綻したと見てよいだろう。

鳴海下郷家文書はいくつかの機関に分散して所蔵されている。筆者はそれらすべてを調べたわけではないので、これ

から新たに菱屋に関わるもののが発見されることがあるかもしれない。そうしたことを願いつつ史料紹介を終えたい。

注

¹ 『愛知県の地名』（平凡社、一九八一年）の「大江新田」の項には文化三年（一八〇六）に菱屋太兵衛が同新田を改築したとあるが、その根拠は不明である。

² 林董一『近世名古屋商人史の研究』（中部経済新聞社、一九六六年）参照。

³ 本書は柳田国男の編集で『日本紀行文集成』としても活字になっているが、ここでは『日本庶民生活史料集成』第二十卷（三一書房、一九七二年）所収のものを参照。

⁴ 以上については、前掲『日本庶民生活史料集成』一五五頁「改題」参照。

⁵ 本書群については「名古屋大学文学部所蔵下郷家文書目録」（名古屋大学古川総合研究資料館報告）第一四号所収の「解題」

⁶ 前掲「名古屋大学文学部所蔵下郷家文書目録」通番七九六（整理番号三三二）号文書。

⁷ 同右通番七九七（整理番号七二八）号文書。

⁸ 以上については『旧高旧領取調帳中部編』（近藤出版社、一九七七年）を参照。

⁹ 『名古屋叢書統編』第一七巻（一〇巻）（名古屋市教育委員会、一九六六年）所収。

¹⁰ 河村哲夫『天を翔けた男－西海の豪商・石本平兵衛』（梓書院、二〇〇七年）参照。

¹¹ 前掲「名古屋大学文学部所蔵下郷家文書目録」通番四七五（整理番号七六三）号文書。

¹² 下郷家文書は、現在分かっているだけで、名古屋大学のはか、関西大学、名古屋市、個人という形で所蔵されている。それぞれに目録は完備されつつあるが、いまだに全体像はつかみ切れていない。